



歩道の整備基準

歩道幅員	4
歩車道の分離と排水	6
植樹及び電柱等占用物件	8
歩道一般部	10
交差点部	12
車両乗入れ部	20

歩道幅員

整備基準

歩道幅員

(道路構造令及び札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例抜粋)

種 別	設置区間	歩道の幅員 (m)	自歩道の幅員 (m)
		最低幅員	最低幅員
歩行者の交通量が多い道路		3.5	4.0
その他の道路		2.0	3.0

(注意1) 歩道および自歩道幅員の決定に当たっては、現地家屋状況、歩行者および自転車の通行量および将来の変化を勘案しなければならない。

(注意2) 横断歩道橋等又は路上施設を設ける場合については、上記の表に掲げる値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3m、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2m、並木を設ける場合にあつては1.5m、ベンチを設ける場合にあつては1m、その他の場合にあつては0.5mを加えるものとする。

(注意3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

参考：「歩行者の交通量が多い道路」とは、500～600人／日以上を目安とする。
(国土交通省主催「道路構造令の改正」に関する説明会資料より)

札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例抜粋第12条第3項

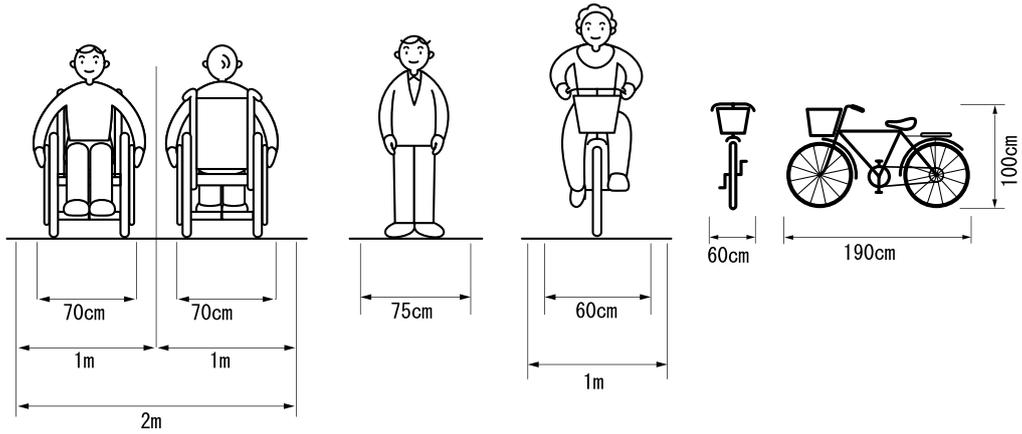
歩道の幅員は、歩行者交通量が多い道路にあつては3.5m以上その他の道路にあつては2m以上とするものとする。ただし、幅員が10m未満の第4種第4級の道路にあつては、1.5m以上とすることができる。

関連法令

「道路構造令」

「札幌市道路構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例」

歩道幅員決定の根拠



想定される利用者の組み合わせと最低幅員の変更

	歩 道	自転車歩行者道
歩行者の 交通量 が多い道路	<p>歩行者@2・車椅子@2 = 3.5m</p>	<p>自転車@2・車椅子@2 = 4m</p>
その他 の道路	<p>車椅子@2 = 2m</p>	<p>自転車@1・車椅子@2 = 3m</p>

(注意) この表は改正の代表的なパターンであり、すべてのパターンを示したものではない。

歩車道の分離と排水

歩道の定義とは、もっぱら歩行者の通行の用に供するために、縁石線またはさく、排水施設その他のこれに類する工作物により、区画して設けられる道路の部分という。(以下自歩道を含めて歩道という)

整備基準

縁石

1 縁石を設置する場合の高さおよび種類は、一般的には、車道の幅員により下表を標準とする。

ただし、道路幅員8.0 m以下については3型低下縁石とし、直線部は大型乗入れ低下縁石で、巻き込み部は一般低下縁石とする。

縁石	車道幅員	6.0 m以上	6.0 m未満
	札幌市2型(15 cm)		○
札幌市3型(10 cm)			○

- (1) 歩道幅員が4.5m以上でかつ4車線以上の道路は、札幌市1型(20cm)とする。
 - (2) 一般道路において、交通安全対策上等必要な理由が明確な場合についても20cmまで高くすることができる。
 - (3) トンネルについては、25cmを標準とする。
 - (4) 橋においては、構造物の保全上、必要な理由が明確な場合は25cmまで高くすることができる。
- 2 特別な理由のないかぎり車道面より高くすることを標準(マウントアップ方式)とする。また、その機能を失わない程度に縁石のうら出しをする場合は、コンクリート等で押えるか、特殊縁石を使用することとする。
- 3 バス停留所の区間はうら出しをせず、縁石の高さは15cm程度とする。

排水

1 雨水樹は下表を標準とする

雨水樹	道路幅員	20 m未満	20 m以上
	札幌市1型		
札幌市2型		○	

2 路面排水施設(雨水樹等)の位置は、歩行者等の動線上に設置しない。なお、やむを得なく雨水樹等を設置する場合は、つえ、車イスのキャスター等が落ち込まない構造の蓋を設けること。(穴の大きさが格子形の場合には長さ10cm、幅1cm以下のピッチのものをいう。)

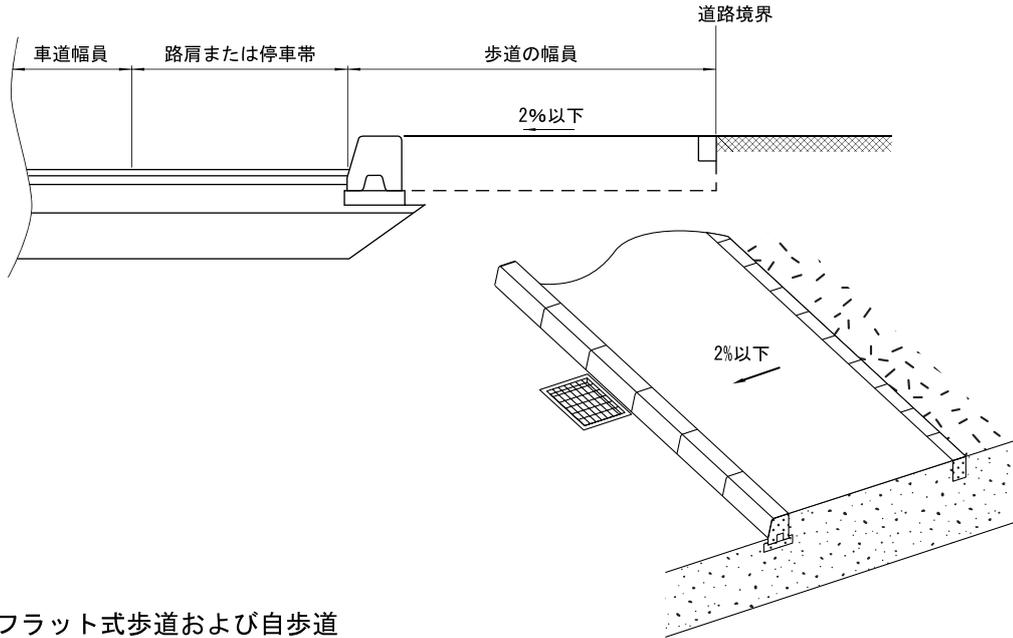
関連法令

道路構造令

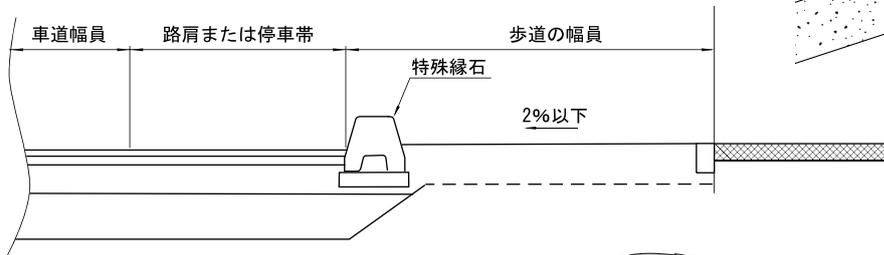
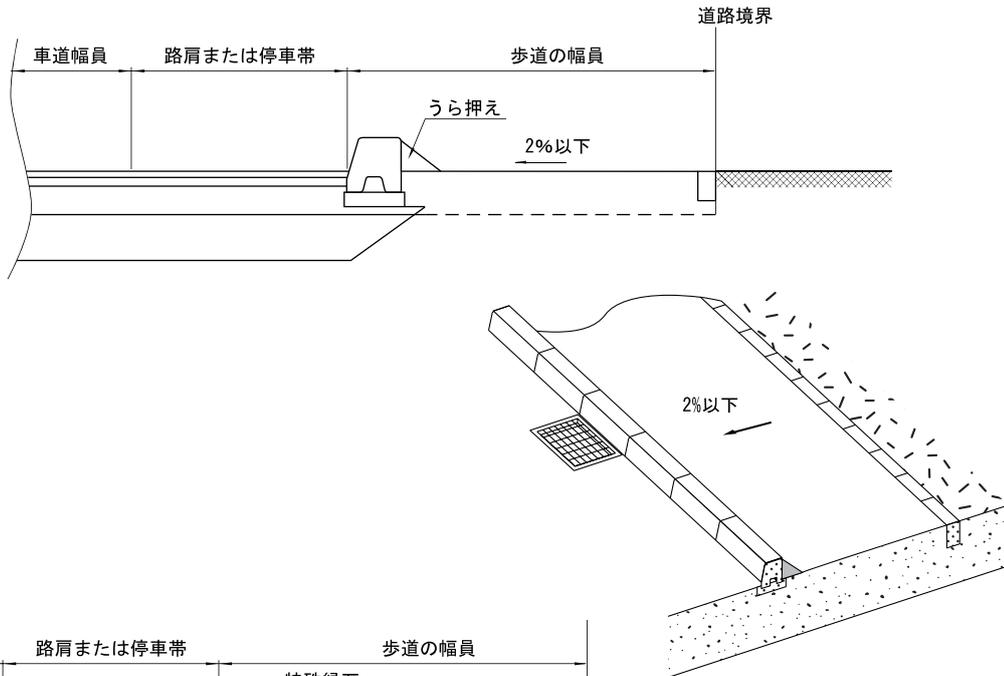
札幌市福祉のまちづくり条例

歩車道を分離する方法

マウントアップ式歩道および自歩道



フラット式歩道および自歩道



※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか、特殊縁石を使用すること。

※歩道上には、水溜りが発生しないよう、縁石を5 cm程度の幅で切欠く等、十分に留意すること。

植樹及び電柱等占用物件

主 旨

歩道内における植樹及び電柱等占用物件の設置が歩道機能に支障をきたさないことを目的とする。

整備基準

植樹

植樹は、下表とする。

歩道幅員	新規植栽	既存木の補植
3.5m以上		○
3.0m以上3.5m未満		△※
3.0m未満		×

※歩道幅員 3.0m以上 3.5m未満における街路樹の取り扱い

各区土木部公園緑化係と協議の上決定する。

原則植栽は行わないが、当該道路の接続先の道路に既に連続して街路樹が植栽されている場合、交通量の多い道路や通学路の交通上必要だと判断される場合、周囲に緑地などのまとまった緑がない場合等、周囲の状況から街路樹を植栽することが適当である場合には、地元との調整のもと街路樹植栽を検討する。

なお、交差点部分については、横断歩道位置等を考慮し、原則として、交差点部分から8.0m～10.0m以内を避ける。

電柱等占用物件

電柱、街路灯等の設置位置については、「札幌市道路占用許可基準」で車道から原則として 0.25m程度の位置と定め、かつ建築限界をおかさな位置とする。ただし、歩道幅員 2.45m未満（道路幅員 10.91m未満）の道路は道路境界寄りに設置する。なお、植樹柵または植樹帯には、原則設置しない。

（対象物件：電柱、街路灯、消火栓、標識柱等）

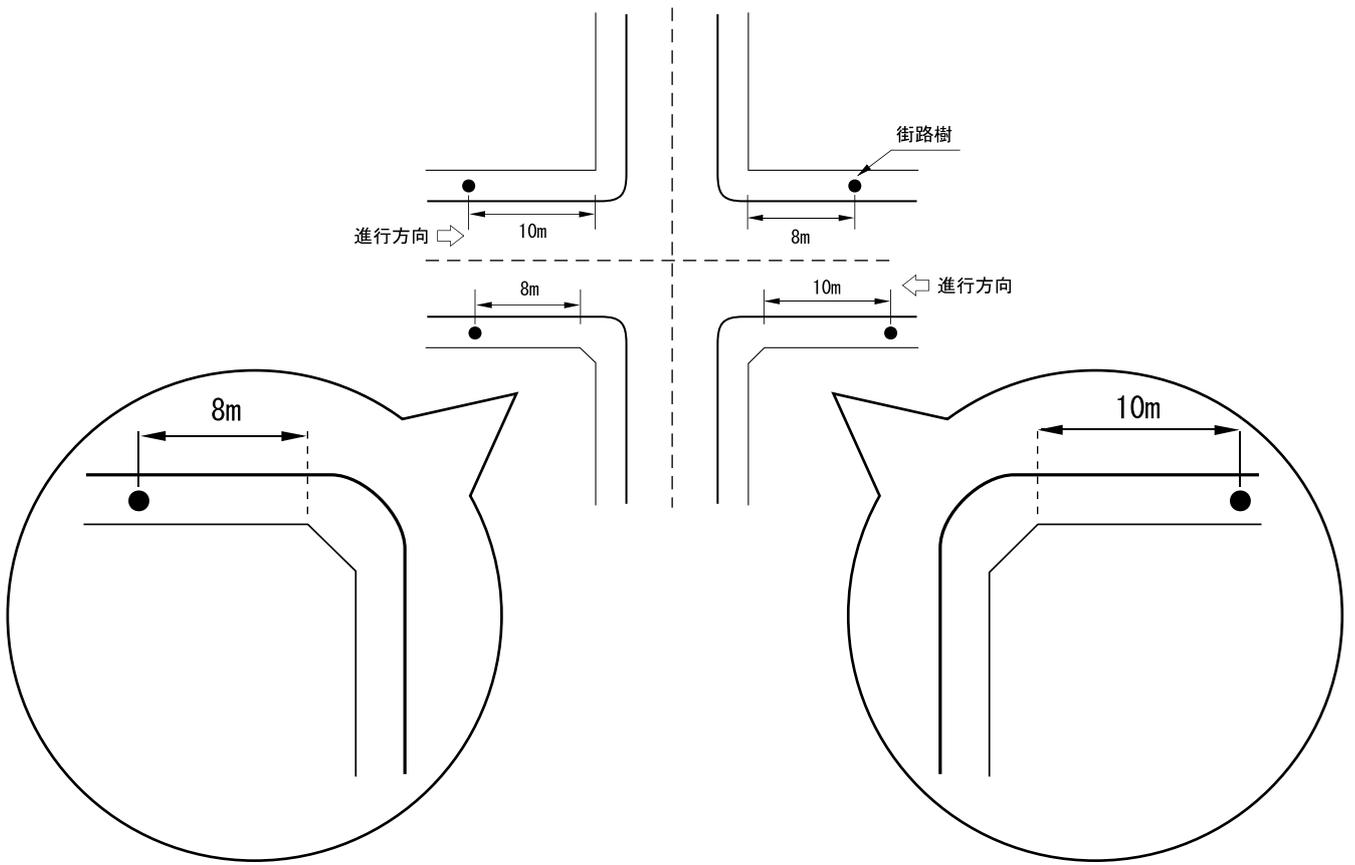
関連法令

「道路構造令」

「札幌市道路管理ハンドブック」

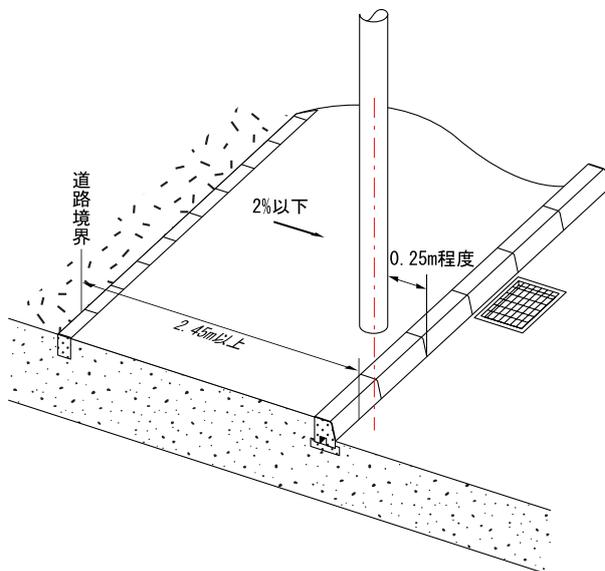
「札幌市街路樹基本方針」

樹木の位置

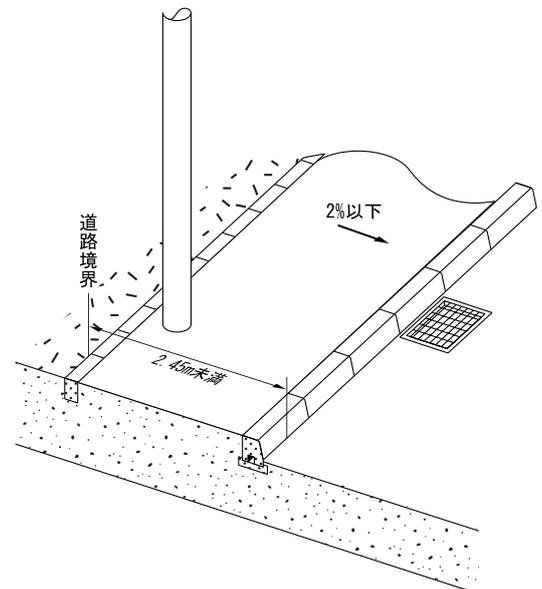


電柱等占用物件位置

歩道幅員2.45m以上の場合



歩道幅員2.45m未満の場合



歩道一般部

主 旨

歩道の整備にあたっては、道路構造令の規定によるとともに、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行の確保、自転車交通に起因する弊害の軽減、沿線住民の居住環境の向上、良好な都市環境の形成、又は、公共公益施設への収容のために十分機能する構造とするよう努めるものとする。

整備基準

1 勾配について

- (1) 縦断勾配：5%以下とする。
- (2) 横断勾配：2%以下とする。

※ 地形等により、やむを得ない場合はこの限りではない。

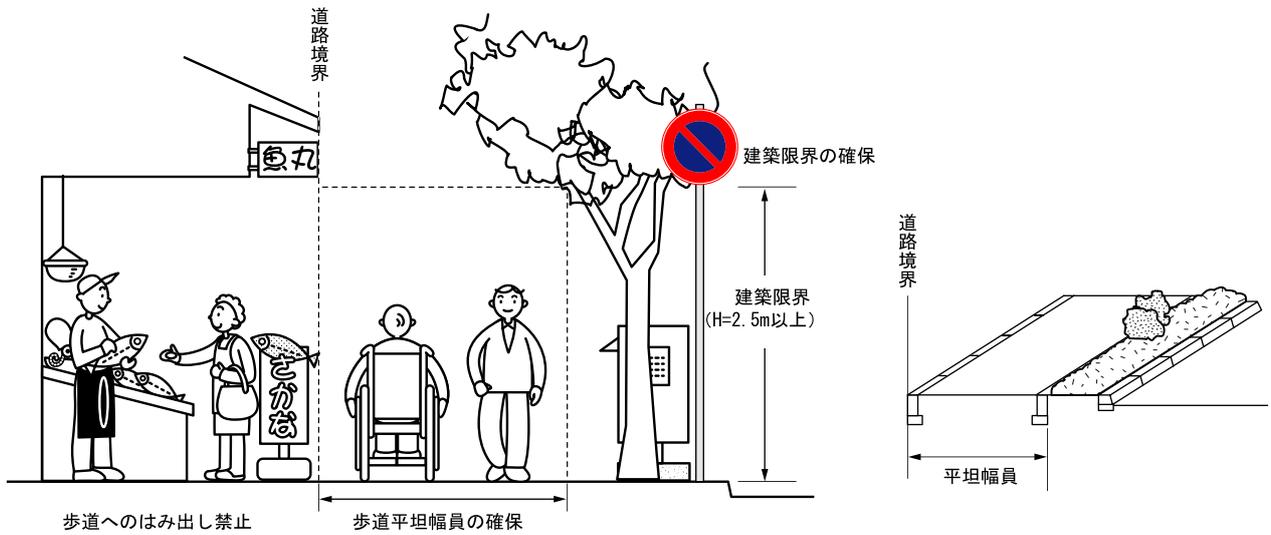
2 平坦部分について（横断勾配2%以下を標準とする部分）

車いす等の安全な通行を考慮して、平坦部を連続して設けるものとする。

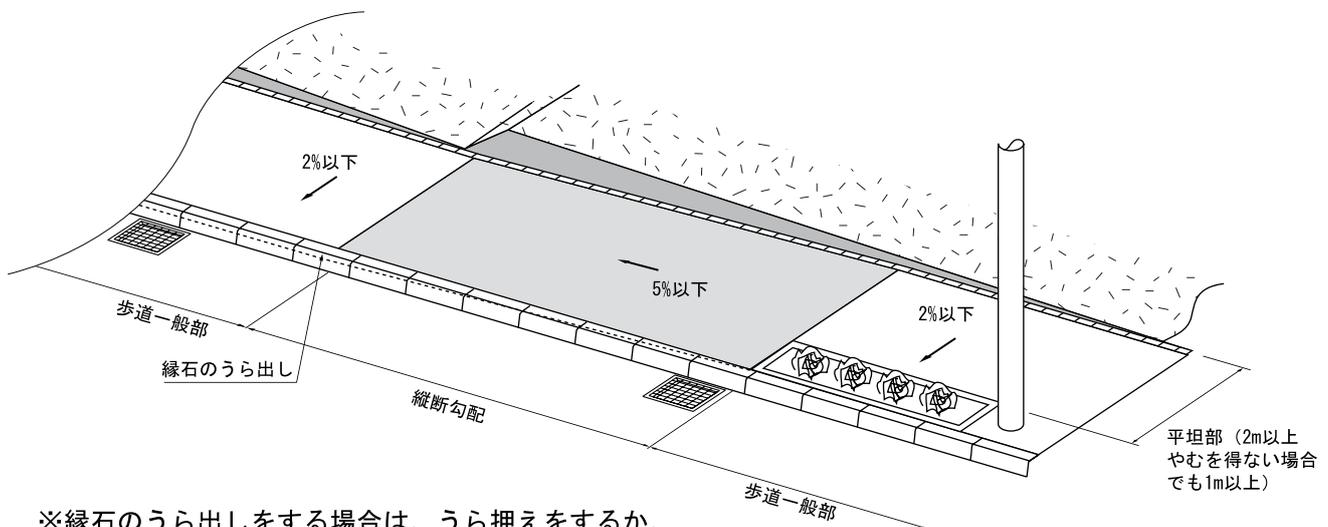
- (1) 原則2 m以上とること。なお、やむを得ない場合は1 m以上確保するように努めるものとする。
- (2) 平坦部分には、道路標識、電柱等の占用物件は、原則として設けないものとする。

関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」



(注意) 歩道バリアフリー工事等で歩道の嵩上げを行う場合は、標識等の建築限界を満足するよう留意すること。



※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか、特殊縁石を使用すること。

※歩道に、水溜りが発生しないよう、縁石を5 cm程度の幅で切欠く等、十分に留意すること。

交差点部



主 旨

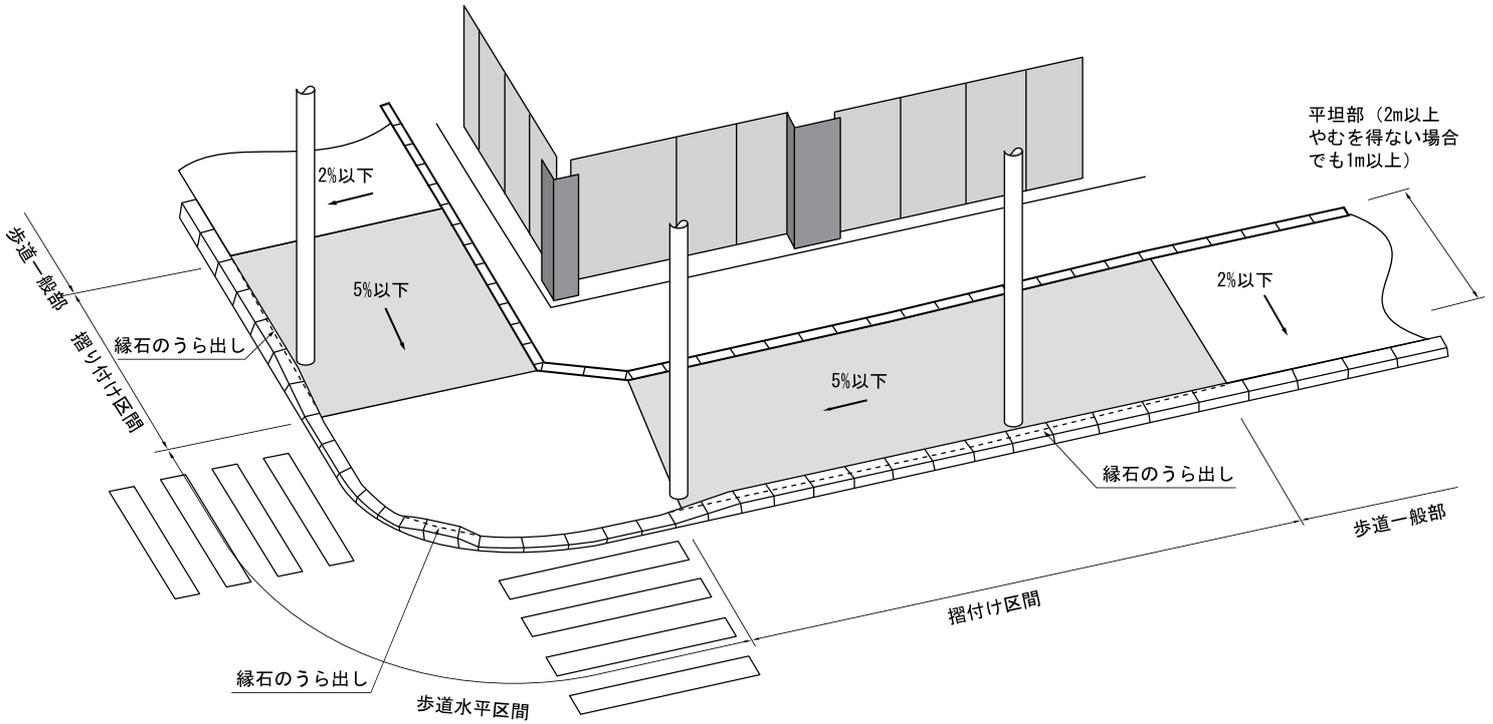
歩行者及び自転車等の安全かつ円滑な通行の確保を目的とする。

整備基準

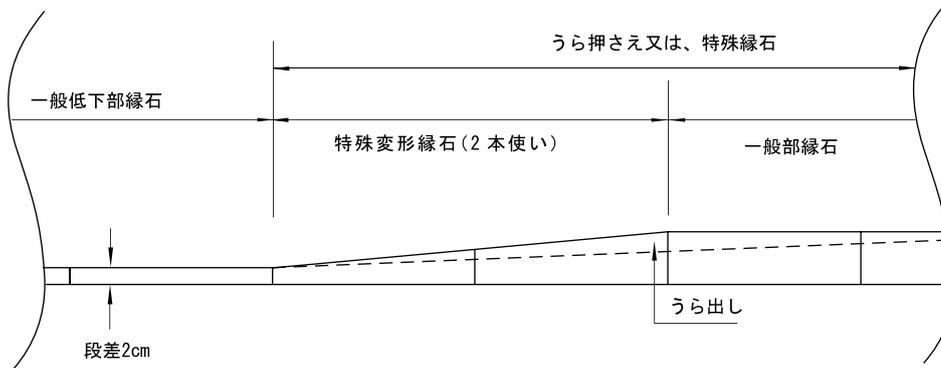
- 1 摺付け部の縦断勾配 : 5%以下とする。
- 2 水平区間(2%以下) : 1.5m程度、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 車道との段差 : 2cmとする。
- 4 分離帯について : 横断歩道箇所における分離帯は、車道と同一の高さとする。ただし、歩行者及び自転車の横断の安全性を確保するために分離帯で滞留させる必要がある場合には、その段差は2cmを標準とする。
- 5 縁石の摺付け : 標準は2本摺付けとし、うら出しとなる場合はコンクリート等により押えるか、特殊縁石を使用すること。

関連法令

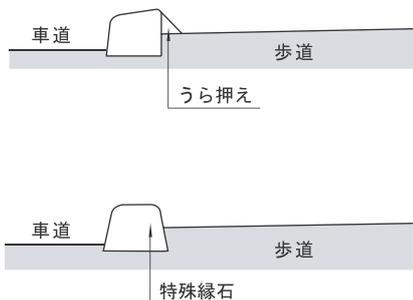
建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」



- (注意) 歩道一般部と横断歩道の摺り付け区間の縦断勾配が5%を超える場合には、歩行者等の安全が確保されるよう配慮する。
- (注意) 横断歩道部の一般低下縁石の位置は、歩行者の直進性を確保するよう配慮する。

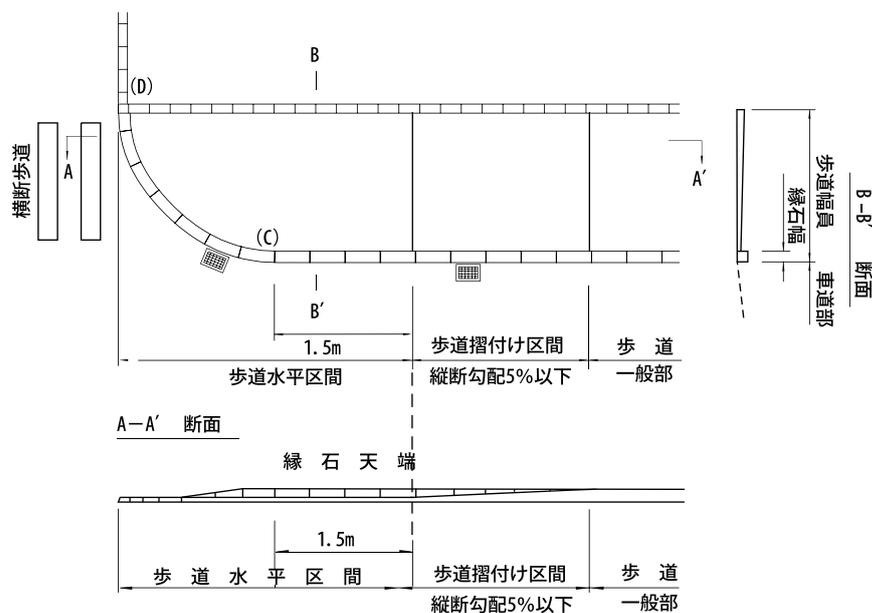


※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか特殊縁石を使用すること。



(図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある)

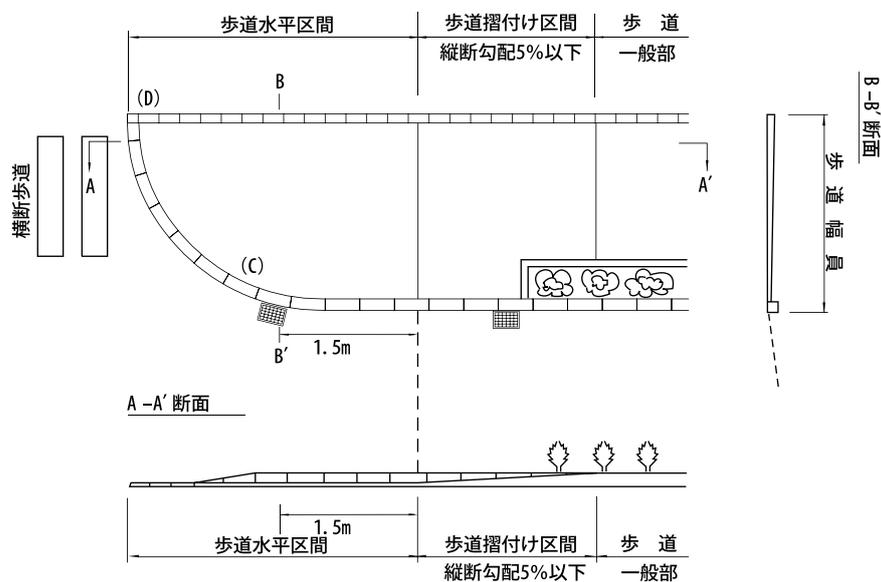
1 歩道等の巻込み部における構造（歩道等の幅員が狭い場合）



(注意1) 歩道水平区間については、巻込み始点 (C) から摺付け区間との間に1.5m 程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、巻込み終点 (D) から1.5m 以上設ける。

(注意2) 縁石及び民地仕切石のうら出し等、歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

2 歩道等の巻込み部における構造（植樹帯等のある幅員が広い場合）

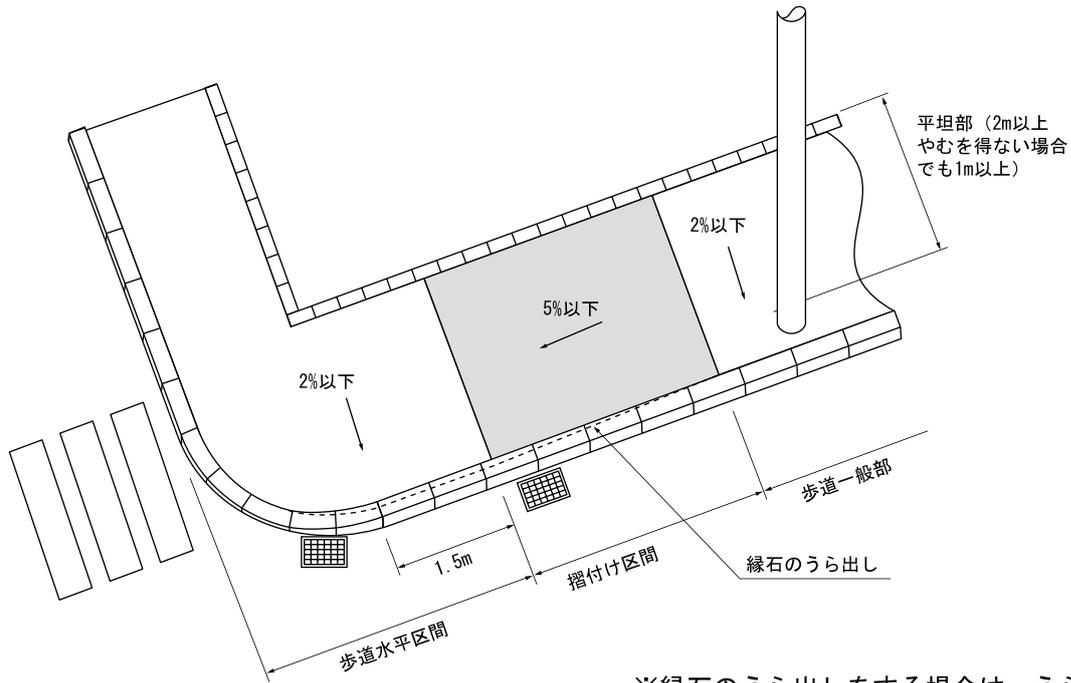


(注意1) 歩道水平区間については、巻込み始点 (C) から摺付け区間との間に1.5m 程度設けることが望ましい。このように設けられない場合には、巻込み終点 (D) から1.5m 以上設ける。

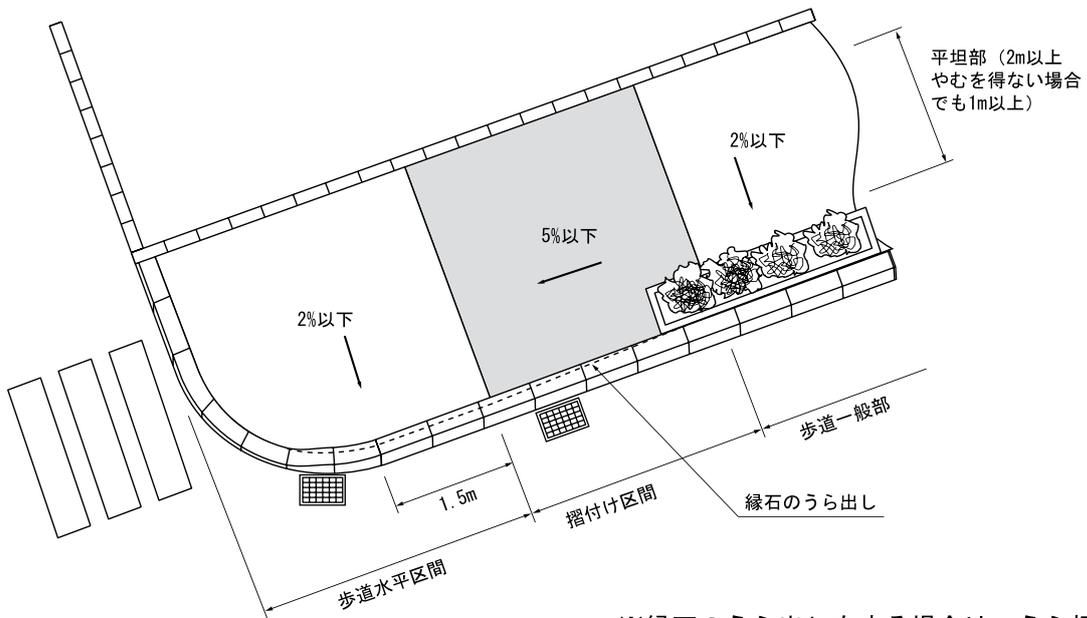
(注意2) 縁石及び民地仕切石のうら出し等、歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」



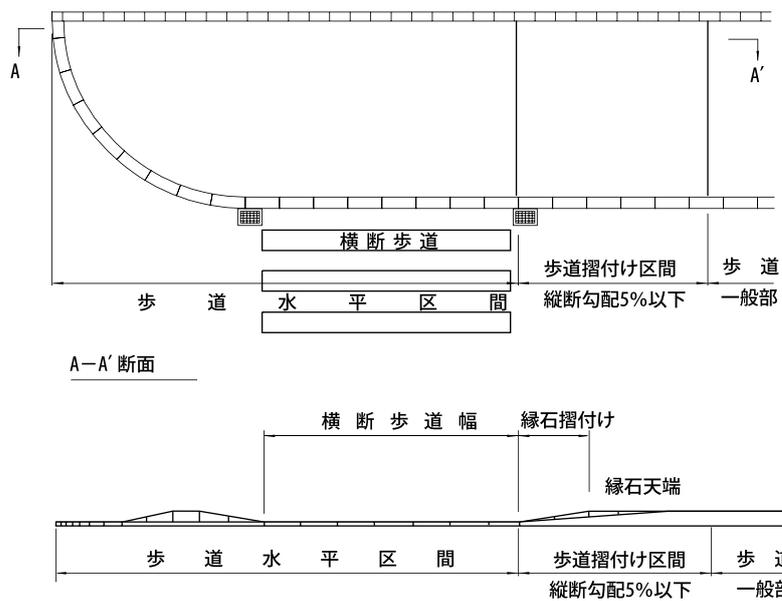
※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか特殊縁石を使用すること。



※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか特殊縁石を使用すること。

(図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある)

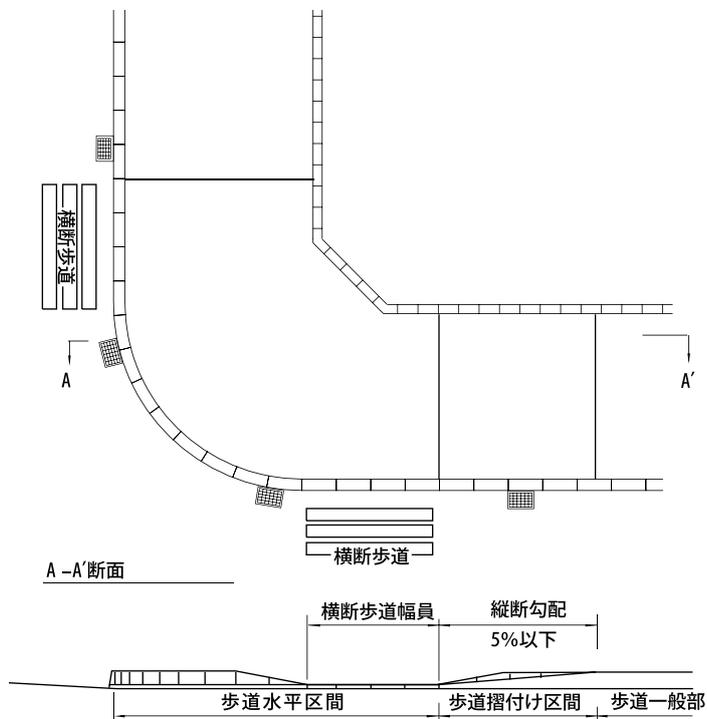
3 横断歩道箇所における構造



(注意) 縁石及び民地仕切石のうら出し等, 歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

(注意) 横断歩道部の低下縁石は、横断歩道の幅に合わせること。

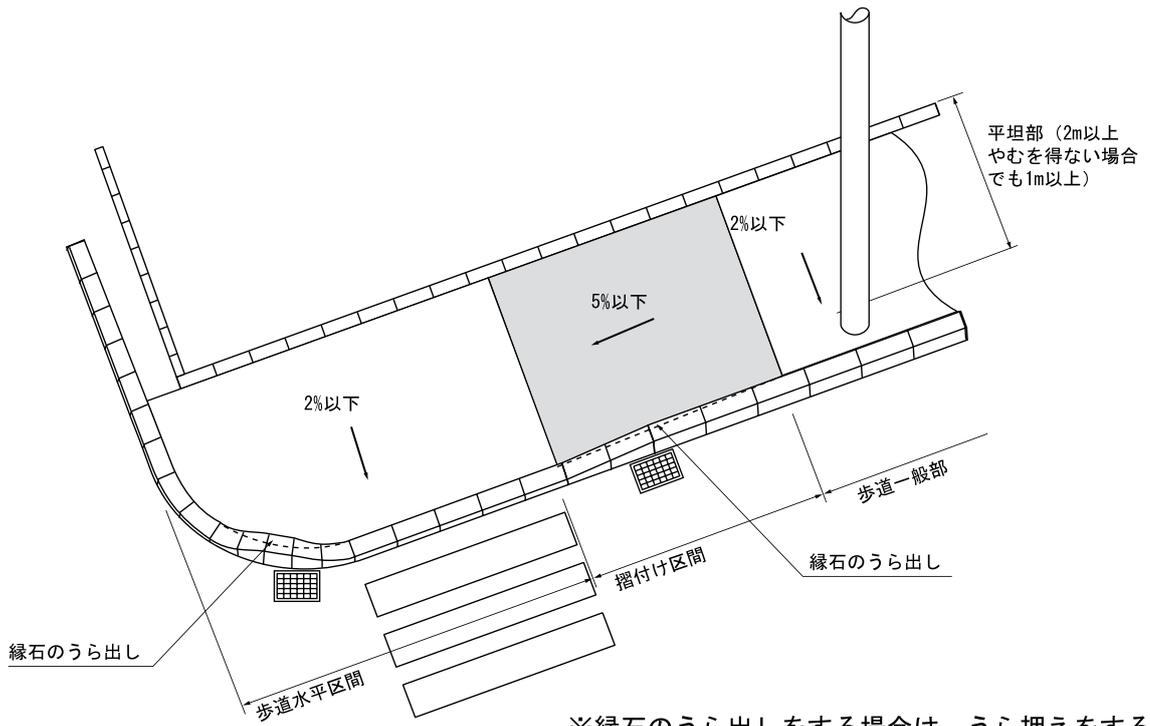
4 横断歩道箇所における構造 (交差点に横断歩道がある場合)



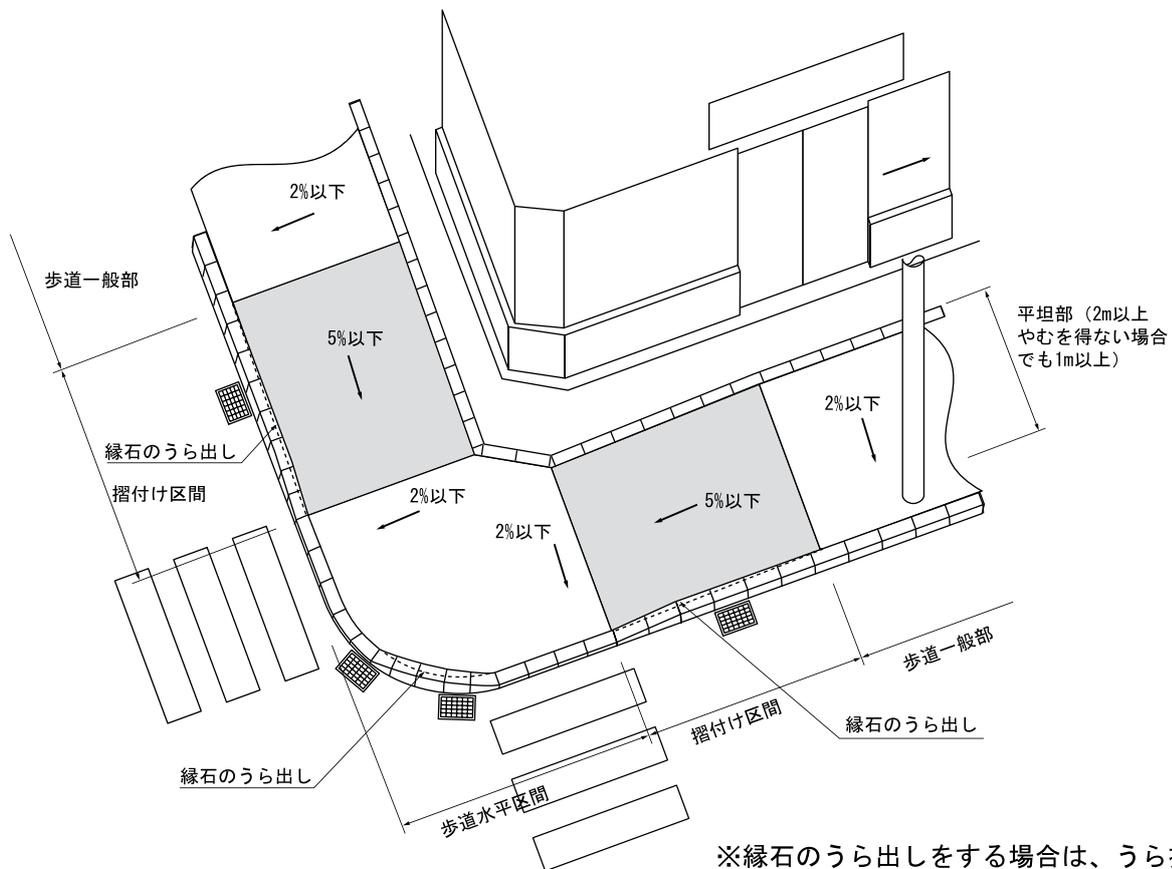
(注意) 縁石及び民地仕切石のうら出し等, 歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」



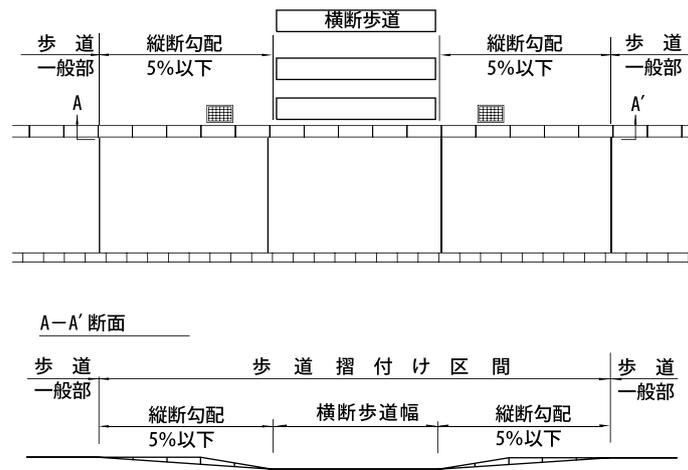
※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか特殊縁石を使用すること。



※縁石のうら出しをする場合は、うら押えをするか特殊縁石を使用すること。

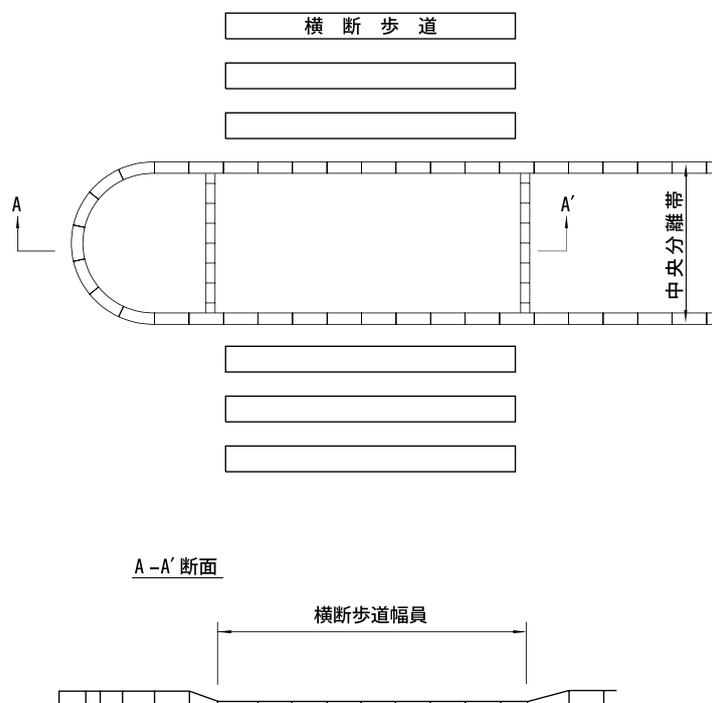
(図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある)

5 横断歩道箇所における構造（交差点以外に横断歩道がある場合）



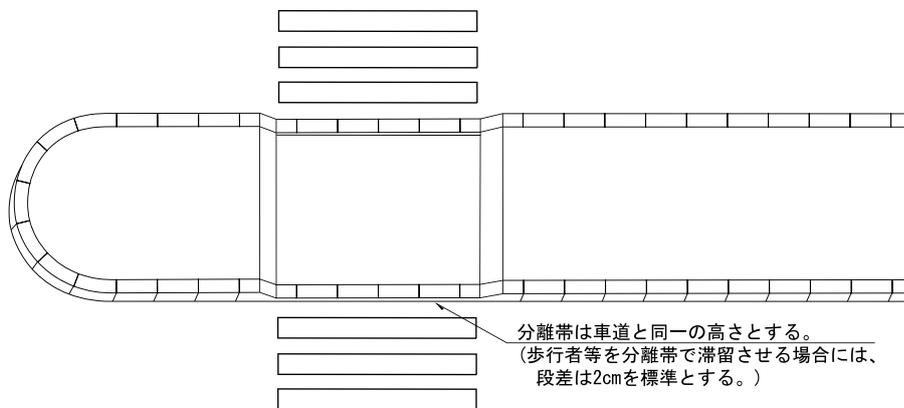
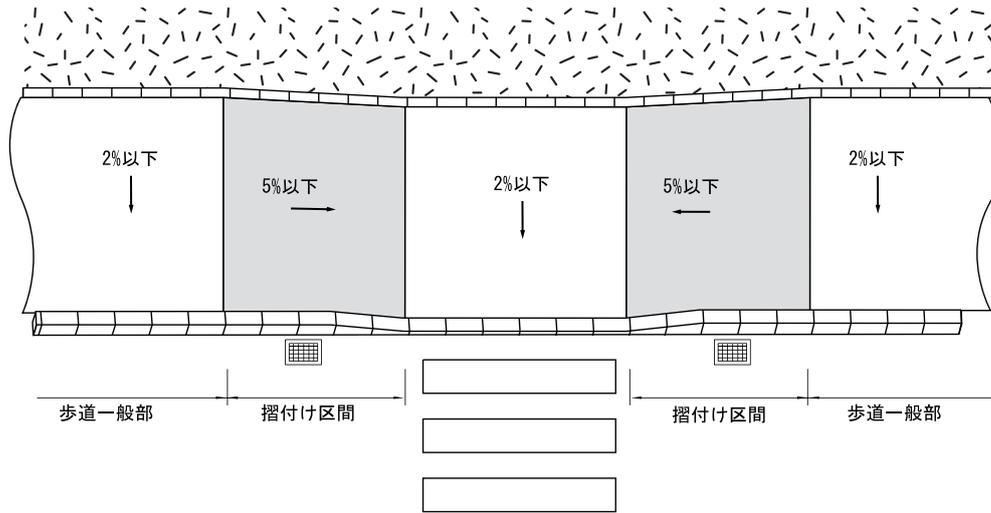
（注意）縁石及び民地仕切石のうら出し等，歩行者等の安全な通行が確保されるよう配慮する。

6 横断歩道箇所における構造（中央分離帯がある場合）



関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」



(図面中、視覚障害者誘導用ブロックは省略してある)

※ブロックの設置については、
視覚障害者用ブロックの設置例
3 中央分離帯の設置例を参照すること。

車両乗入れ部



主 旨

高齢者、障がい者等すべての人が、自由に移動できる歩行空間を連続的に確保するとともに、通行動線上にある勾配についても歩行のしやすさ及び安全性を考慮する。

関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」

整備基準

設置場所

車両乗入れ部は、原則として下記の場所以外に設ける。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、2から4及び6は適用しなくてよい。

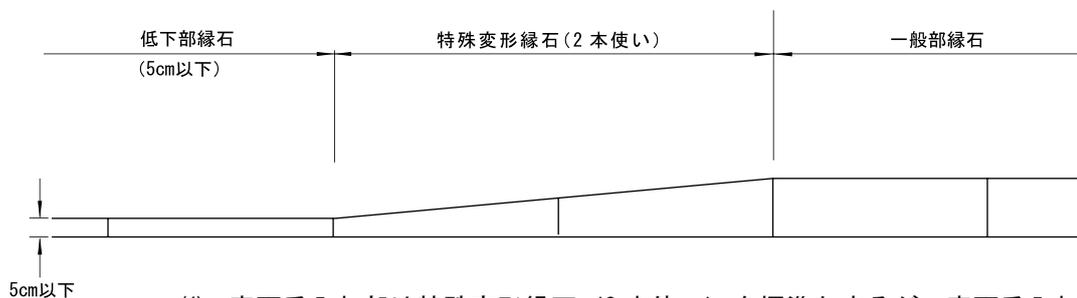
- 1 横断歩道及び前後5m以内の部分。
- 2 トンネルの前後50m以内の部分。
- 3 バス停留所、路面電車の停留場、ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。
- 4 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
- 5 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- 6 バス停車帯の部分。
- 7 橋の部分。
- 8 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
- 9 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占用者が移転を認めた場合は除く。

施工基準 1 車道との段差について

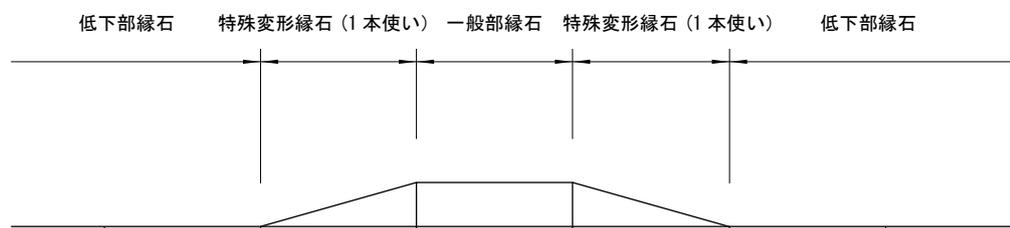
- (1) 一般乗入れ部は、一般低下部縁石及び大型乗入れ低下部縁石を使用する。
- (2) その他重車両乗入れ部及び取付道路部は、大型乗入れ低下部縁石を使用する。
- (3) 切下げ部から一般部への摺付け部は、特殊変形縁石（2本使い）を使用する。

（注意）5.45m以上の取付け道路（認定道路）については巻込処理とする。

（注意）道路の改築工事やバリアフリー工事等において、従来の車両乗入れ部が今後相当期間において明らかに不要であると判断される場合には交通安全上の観点から地先の利用者と協議の上、解消を図るものとする。



- (4) 車両乗入れ部は特殊変形縁石（2本使い）を標準とするが、車両乗入れ部等が近接している場合は、下図のとおり特殊変形縁石（1本使い）にすることができる。



施工基準 2 平坦部、摺付け部について

平坦部、摺付け部の傾斜は原則として下表の数値以内とする。

平坦部	2%以下 歩道等の幅員が十分ある場合は2.0m以上 やむを得ない場合は1.0m以上できるだけ広くとること
横断摺付け部	15%以下（大型車乗入れ低下部縁石を使用する場合は、10%以下）
縁石構造	特殊変形縁石（2本使い）
歩車道境界の段差	5cm以下

施工基準 3 縁石切下げ規格表

切下げ幅は、原則として下表の数値以内とする。

単位：m

型式	車種	A型	B型
		切下げ幅（m）	切下げ幅（m）
I種	乗用、小型貨物自動車	4.0	—
II種	普通貨物自動車等 （6.5t以下）	8.0	7.0
III種	大型及び中型貨物自動車等 （6.5tを超えるもの）	12.0	8.0

（注意）A型、B型は歩道縁石切下げ標準図のA型、B型をいう（右図参照）。

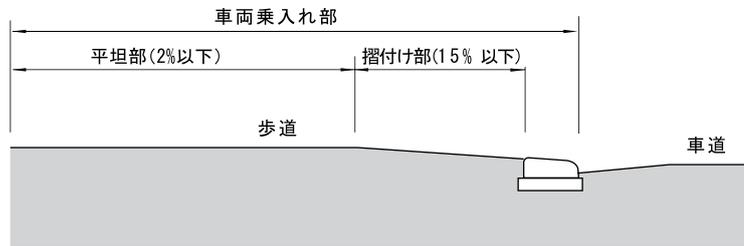
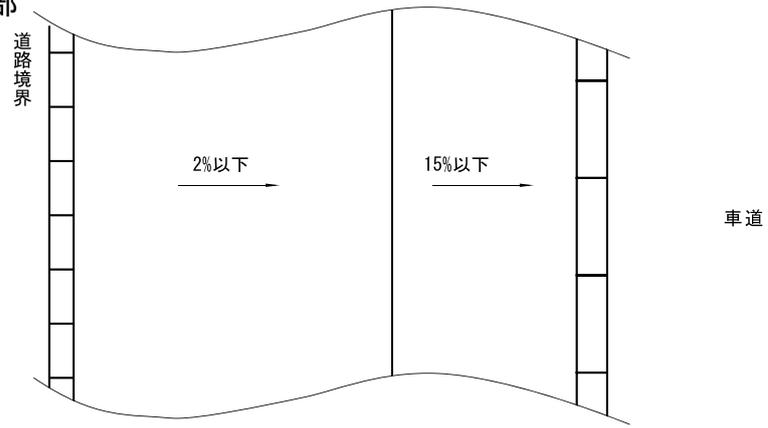
- (1) 出入りする車種の最大のものを適用する。
- (2) 車種はいずれも一車両の場合である。
- (3) 切下げ幅の数値はA型、B型いずれも乗入れ方向に垂直方向の長さとする。
- (4) 切下げ幅とは、特殊変形縁石を除いた低下縁石の長さとする。

関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」

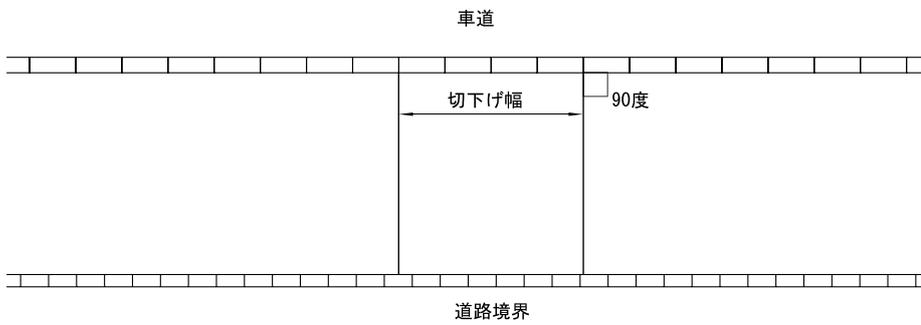
建設省通達「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」

歩道平坦部, 摺付け部

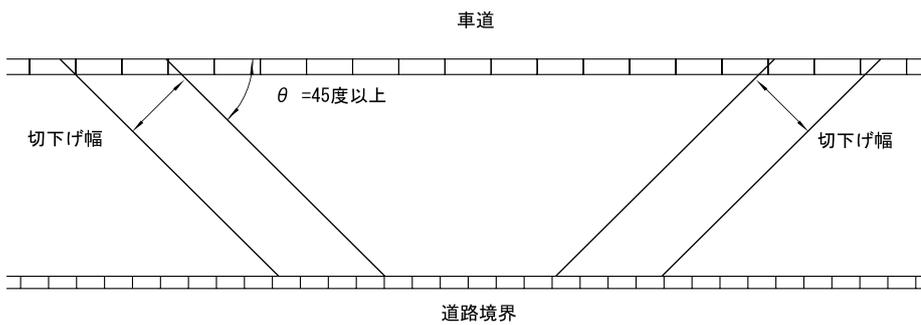


歩道切下げ標準図 (平面図)

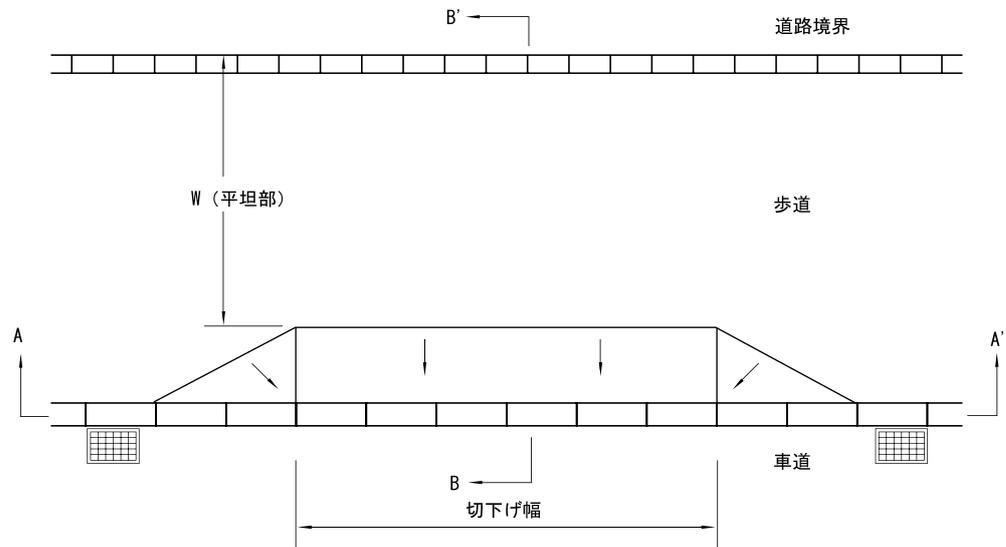
A型



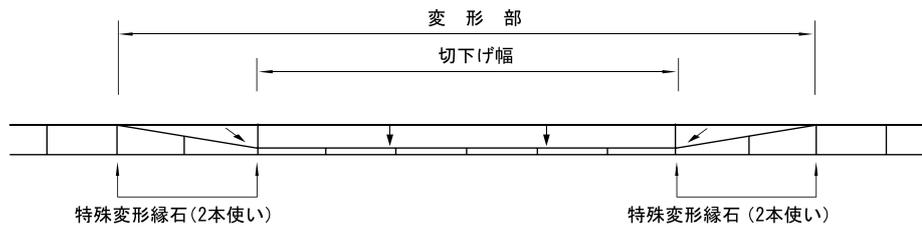
B型



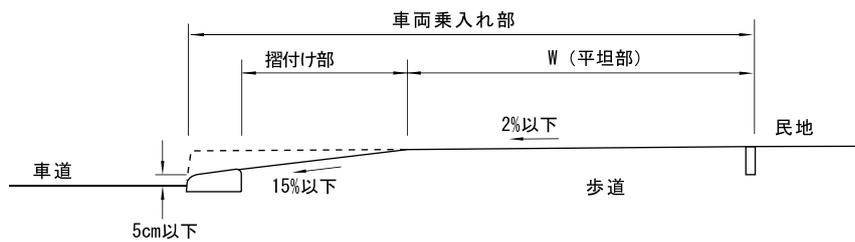
〈平面〉



〈正面〉 A—A'



〈断面〉 B—B'

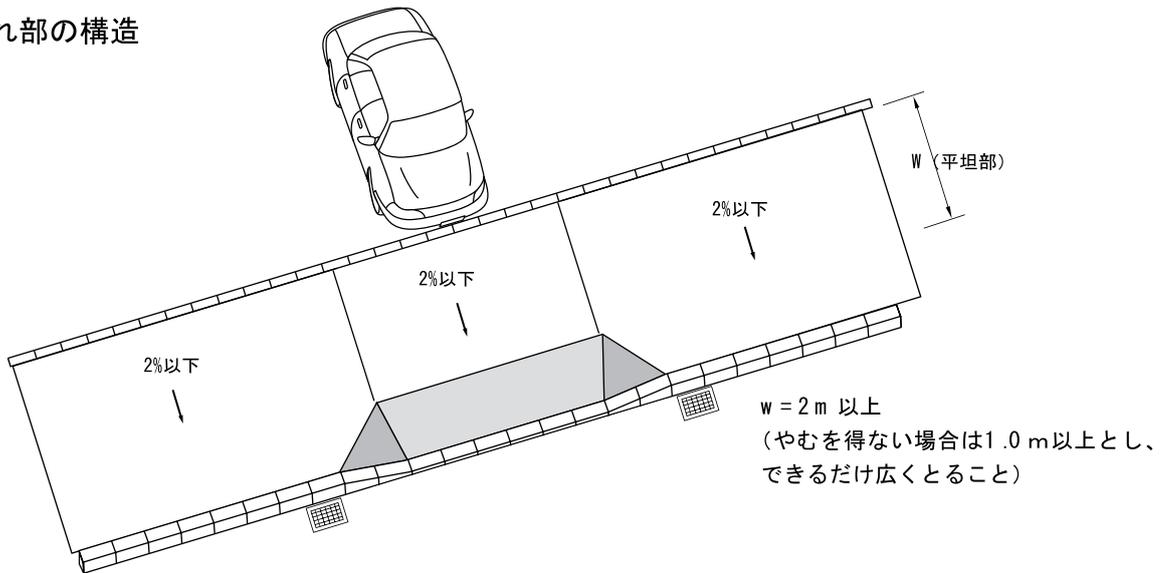


関連法令

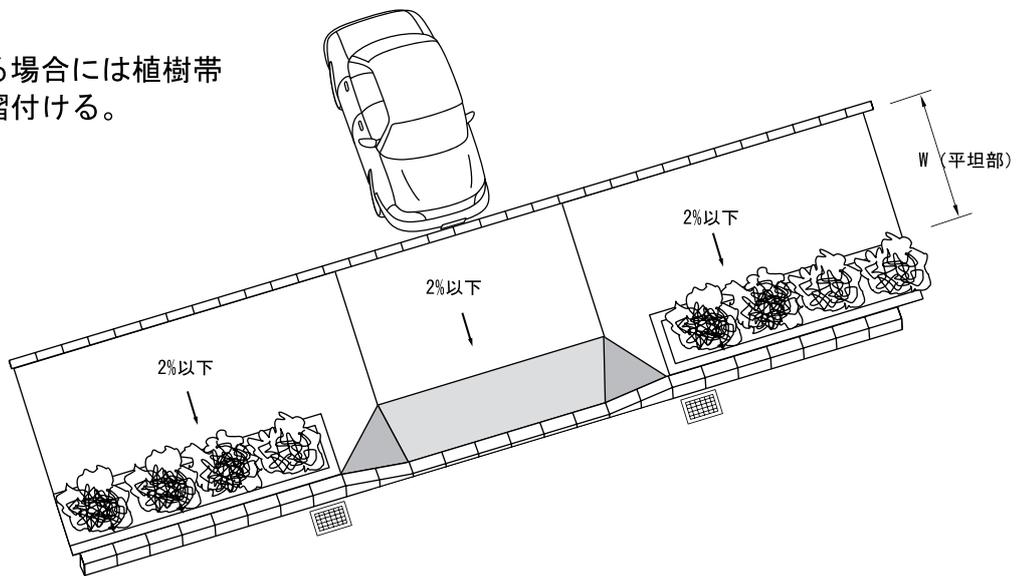
建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」

建設省通達「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」

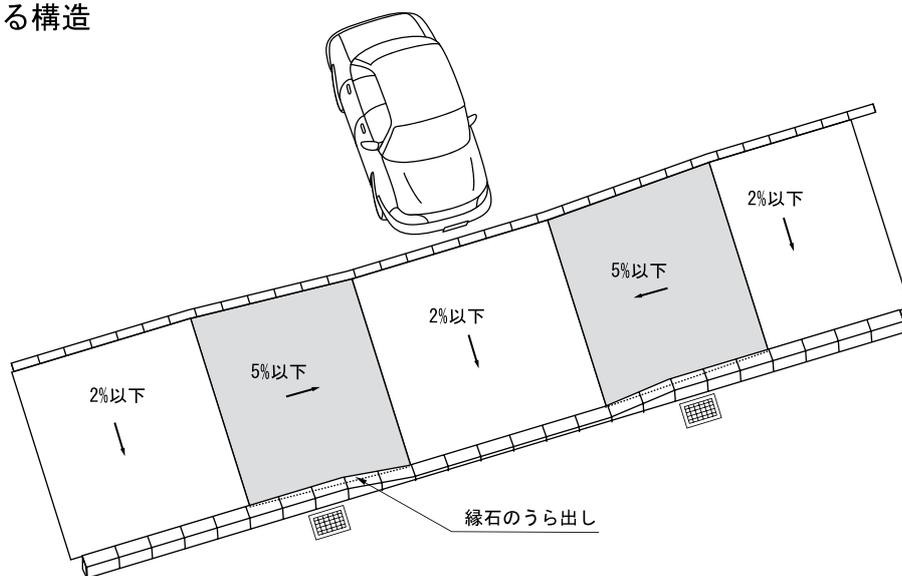
車両乗入れ部の構造



植樹帯のある場合には植樹帯の幅員内で摺付ける。

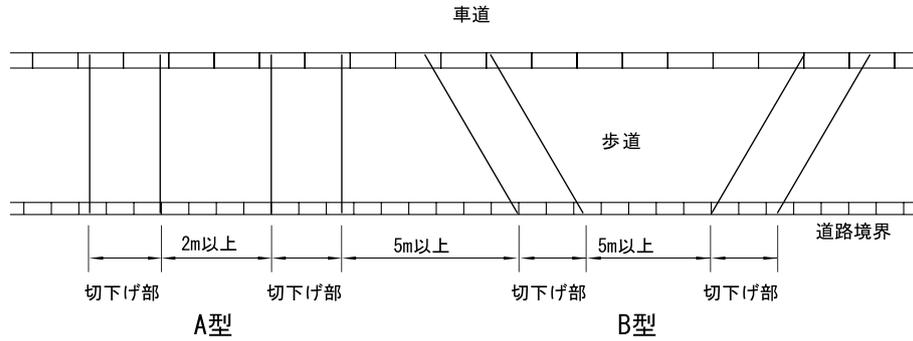


全断面を切下げる構造

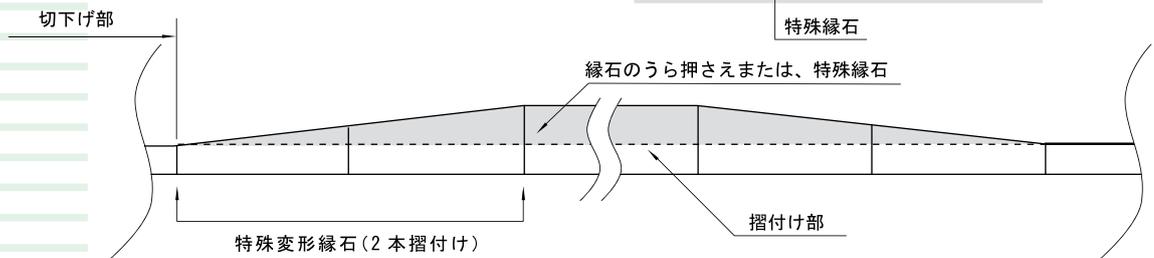
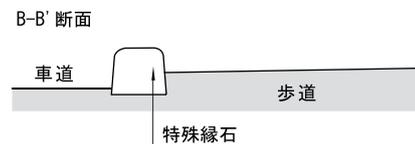
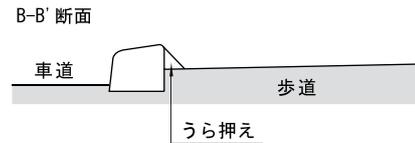
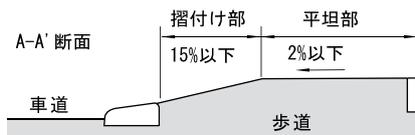
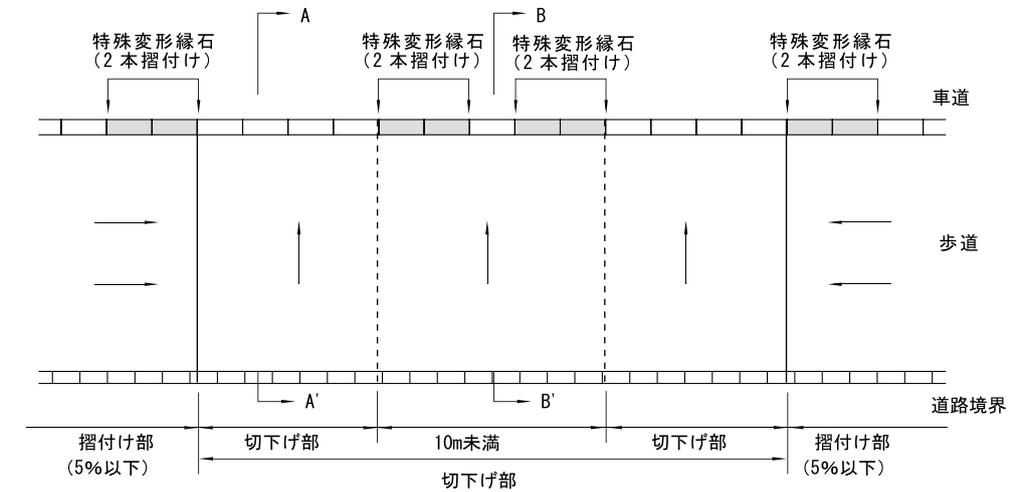


※縁石のうら出しをする場合は、うら押さえか、特殊縁石を使用すること。

- 出入口の間隔は、A型は2m以上、B型は5m以上を原則とする。



- 歩道水平部を低下させる2箇所以上の出入口を設ける場合において、出入口の間隔が10m未満となるときは、切下げ部間の高さを切下げ部と同じとする。



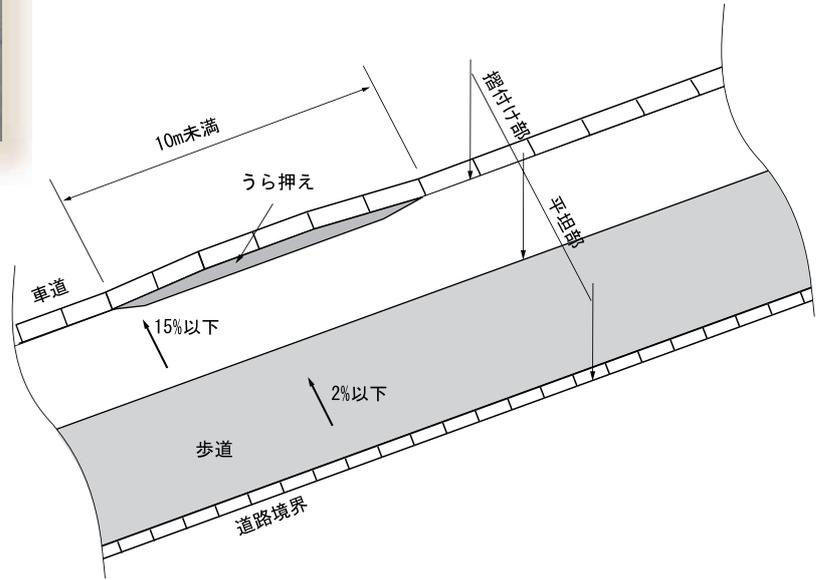
関連法令

建設省通達「歩道における安全かつ円滑な通行の確保について」

建設省通達「道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について」



うら押え



特殊縁石

